

1 意見の要旨及び意見に対する回答

番号	意見の要旨	回 答
1	規制対象物の例示に「足場類全般」を記載し、規制対象として明示してほしい。	「条例の概要」に掲載した「特定金属類（仮称）」は、金属を構成物とするものを例示列挙したものです。被害実態が多い金属を中心に、規制対象物について検討してまいります。
2	帳簿に、売買時に確認をした相手方の氏名・住所等の記載並びに身分証明書の写しを添付することとしてほしい。	事業者に対し、顔写真付きの本人確認書類による「取引時の本人確認義務」を課すべきと考えていることから、いただいた御意見を参考に検討してまいります。
3	特定金属類取扱業者に捜査協力の義務を課す等、被害回復に繋がる措置を設けてほしい。	事業者に対し、捜査協力の義務を課す措置は想定していませんが、被疑者の検挙や被害回復に資するための必要な協力を求めています。
4	条例に基づく届出事業者を県警HP等で閲覧できるようにしてほしい。	三重県警察では、古物営業法に基づき、古物取引をウェブサイトを利用して行う古物商のみ、三重県警察ウェブサイトに氏名及び当該ウェブサイトのURLを掲載しています。いただいた御意見を参考に検討してまいります。
5	既存の事業者の許可取得に関する猶予期間は極力短くし、早期に許可を取得させるようにしてほしい。	許可制ではなく届出制により事業者の実態を把握すべきと考えており、いただいた御意見を参考に検討してまいります。
6	県民の安全安心のために必要かつ重要な条例であるため、できるだけ早く制定・施行してほしい。	いただいた御意見を参考に検討してまいります。
7	法律を制定してほしい。	警察庁において金属盗対策に関する検討会を開催し、金属類の買受けなどに関して、「法律によって実効性のある対策を迅速に講じることが必要である」旨議論されていると承知しています。

2 条例制定に向けた今後の方針

条例制定に向けて検討を進めていたところ、太陽光発電施設の金属ケーブルを始めとする金属類の盗難被害が全国的に増加し、被害品が金属類買取業者等に売却されている実態に鑑み、警察庁において金属盗対策に関する検討会が開催され、金属盗対策のための法規制の在り方について検討が進められています。

同検討内容を踏まえ、今後、条例制定による規制の必要性や制定時期等について検討していく方針です。